

「スポーツ健康科学研究」投稿規程

昭和 54 年 4 月 11 日改正 平成 2 年 11 月 18 日改正 平成 18 年 11 月 26 日改正 令和 6 年 8 月 7 日改正
昭和 55 年 11 月 15 日改正 平成 3 年 12 月 1 日改正 平成 20 年 10 月 26 日改正 令和 7 年 2 月 25 日改正
昭和 58 年 11 月 19 日改正 平成 4 年 10 月 18 日改正 平成 24 年 12 月 8 日改正
昭和 60 年 12 月 1 日改正 平成 5 年 9 月 26 日改正 平成 26 年 12 月 6 日改正
昭和 62 年 11 月 28 日改正 平成 13 年 11 月 10 日改正 令和 2 年 11 月 14 日改正

I. 論文規定

1. 本誌の目的

スポーツ健康科学研究は、本会の会則に明示された目的を推進するために、体育・スポーツ・健康科学に関する研究成果を公表することを主たる目的とする。

2. 投稿資格

本誌に投稿できるのは、原則として筆頭著者が東海体育学会会員とするが、非会員も投稿することができる。なお非会員の場合、論文の審査料 3,500 円を学会事務局に納付する。

3. 投稿内容

本誌に掲載される論文は、総説、原著、短報、資料、実践研究および事例報告とする。

- 1) 総説 これまでの体育・スポーツ・健康科学の研究論文を、あるテーマについて解説・総括したもの。
- 2) 原著 体育・スポーツ・健康科学に関する方法論的、理論的に新規性のある内容で、まとまった研究成果としてその研究目的から結論までが明示されているもの。
- 3) 短報 体育・スポーツ・健康科学に関する方法論的、理論的に新規性がある内容で、原著としてはまとまらないが、手短かにまとめたもの。
- 4) 資料 体育・スポーツ・健康科学に関する海外の動向、活動報告などの有益な情報の紹介。
- 5) 実践研究 体育・スポーツ・健康科学に関する活動実践について明確に記述しその成果を述べたもの。
- 6) 事例報告 体育・スポーツ・健康科学に関する事例の結果を報告するもの。

4. 審査

別紙「審査規定」に則って審査を行い、その審査結果を踏まえ最終的な論文掲載の採否は、本誌編集委員会(以下、委員会とする)において決定する。

5. 投稿方法

- 1) 投稿は、学会 HP よりダウンロードした書式(MS-Word)により、添付票 1 枚、および論文原稿(表紙、英文抄録と和文、論文本文)を作成し、論文本文は PDF ファイルとともに各 1 部を委員会に E-mail にて提出する。
- 2) 添付票には、1)論文種類、2)題目(和英)、3)欄外題目(和文 20 字以内、英文の場合は英 40 字以内)、4)著者名(和英)、5)所属機関名(和英)、6)機関所在地(和英)、7)連絡者名(E-mail)を記す。

II. 執筆規定

1. 原稿は A4 版横書き、余白は上下左右ともに 30mm、全角 42 字 22 行の 924 字詰めとし、1 篇につき図表、英文抄録等を含めて、原著、資料、実践研究について刷り上がりは原則 12 頁以内、短報、事例報告について刷り上がりは原則 6 頁以内とする。
2. 表紙には、①論文種類、②題目(和英)を記す。
3. 英文抄録は、目的・方法・結果・結論を 300 語以内で簡明に記す。同時に英文抄録の和文(英文和文各 1 頁)を添付する。また英文校閲を受け、投稿時にその証明書(電子複写可)を添付する。
4. 論文本体の構成は、原則として、序、方法、結果、考察、結論、謝辞、利益相反、文献、注・脚注、図表、写真とする。
 - 1) 題目に含まれない 3~5 個のキーワードをつける。
 - 2) 学術用語については投稿者が責任を持つこととする。
 - 3) 本文の見出し番号の大項目より小項目への順序は次の通りとする。

I, II, …, 1., 2., …, 1), 2), …, (1), (2), …

- 4) 本文および文献表には、ページ下部中央に通し番号をつける。また、本文および文献表の左側に行番号(ページごとに振り直し)を付加すること。
- 5) 論文は常用漢字、現代かな表記とし、論理的で簡明な表現にする。句読点は「,」「.」とする。
- 6) 英文表記は外国人名・地名に限り、カタカナ表記は十分日本語化したものに限る。
- 7) 数字は半角算用数字とし、計量単位は、原則として、国際単位(SI)とする。
- 8) 図表・写真は1ページ1枚とし、それぞれに必ず通し番号と、タイトルを表題下に記し、本文とは別に番号順に一括する。挿入原稿は、白黒の鮮明なもの、また写真は白黒あるいはカラーの鮮明な画面のもので、直接印刷できるものとし、大きさは刷り上がりページを考慮して作成する。図表の挿入箇所は、本文中に<図 1 挿入>などと指示する。
- 9) 引用する文献(References)は、本文の最後に著者名のアルファベット順に整理し文献番号(1.2.…)を振り、本文末に一括し、次の形式とする。

文献の著者名は、省略せず全ての著者名を列記する。英文文献の著者名は姓を先に、名(頭文字のみ)を後に書き、最後の著者の前に and を入れる。引用が WEB サイト(URL)の場合、国、地方公共団体、独立行政法人のような「公的機関」の場合は文献として認めるが、株式会社のような「営利団体」の場合は原則として認めない。財団法人、NPO 法人などの「公益法人」の場合は、著者の判断とする。本文中への文献の記載は文献番号を文中の適切な個所に半角上付き文字(片括弧閉)で表記する。

- (1) 雑誌:著者名(西暦発行年)表題,雑誌名,巻(号),頁-頁。

(例1)1. 藤井勝紀(2013) 発育発達と Scammon の発育曲線, スポーツ健康科学研究, 35, 1-16.

(例2)1. Durnim, J. V., Brockway, J. M. and Witcher, H. W. (1995) Effects of a sport of training of varying severity on some measurements of physical fitness., Journal of applied physiology, 15 (2), 161-165.

- (2) 著書:著者名(西暦発行年)論題,「書名」(編著者名),頁-頁,発行所,発行地。

(例)1. 加賀秀夫(1981) 楽しさの評価はどうすれば良いのだろうか,「体育学習評価ハンドブック」(宇土正彦編著),41,大修館書店,東京。

- (3) 訳本:著者名(西暦発行年)「書名」(訳者名),頁-頁,発行所,発行地。

(例)1. Napoleon. W. (1977) 「幼児の運動」(友成久徳訳),31-46,ベースボール・マガジン社,東京。

- (4) WEB サイト:著者名(発行年)WEB サイトの題目,URL,閲覧日。

(例)1. 文部科学省(2015) 平成26年度体力・運動能力調査結果の概要及び報告書について,
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/k_detail/1362690.htm. 2016年6月30日閲覧。

- (5) 本文への文献番号の記載例:

(例) …知られている¹²⁾. …報告されている^{2,23,34)}. …山田ら⁵⁾は…。

5. 欧文による執筆の場合も上記4.の5),6)以外は、これに準じる。

III.倫理規定

1. ヒトを対象とした研究は、ヘルシンキ宣言の趣旨に準拠して倫理的配慮のもとに実施するものとする。
2. 疫学研究や臨床研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」(2014年12月22日告示)に準拠するものとする。
3. 個人情報の取得は、原則として、直接本人の承諾した利用目的の範囲に限り行うことができる。取得した個人情報は、法令に基づくものを除き、本人の事前の承諾なしに第三者に提供してはならない。個人情報の管理にあたっては、常に正確な情報を維持し、本人又は代理人からの開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には可能なかぎり迅速に対応する。
4. 医学研究など研究内容によって関係機関の倫理審査委員会の承認書の提出を求められることがある。
5. 全ての投稿論文は、本研究内容に関する原稿の末尾(謝辞の後および引用文献の前)に利益相反に関する記載を必要とする。また、開示すべき利益相反状態が無い場合もその旨を記載する必要がある。

IV.その他規定

1. 本誌に掲載された論文が制限ページ数を超過した場合は1頁3,300円(税込)、特別な印刷を要した場合には、その実費を論文投稿者が負担する。
2. 再提出の際には、審査員ごとに「修正対応表(回答コメント)」を作成する。その際、頁数や行番号などを用い、個々の指摘に対して修正・対応箇所を明示する。
3. 本誌掲載論文の著作権は、本学会に帰属する。論文を転載する場合には本学会の許可を得る必要がある。但し、著作者自身が自分の著作物の全文または一部を利用する場合、原則的に妨げることはしない。
4. 論文のリポジトリ登録を希望する場合は、事前に指定の申請書と許可証(本学会ホームページからダウンロード可)を東海体育学会事務局に提出すること。なお、登録できるのは本学会誌に掲載された論文のPDFファイルに限る。登録にあたっては、当該論文を複製しリポジトリを構築するサーバに格納する、ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開する、という条件を満たすこと。
5. 掲載論文の別刷を希望する者は、著者校正のときに、部数をゲラ刷の表題のページに朱記する。ただし、この場合の部数分の実費は論文投稿者が全額負担する。